第1章 調査に至る経緯

第1節 事業概要と調査までの経緯

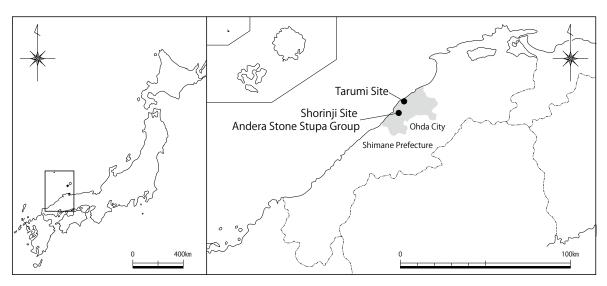
一般国道 9 号は京都府京都市から山口県下関市に至る総延長約 750km で、山陰地方の諸都市を 結ぶ幹線道路である。

このうち島根県大田市の静間-仁摩間の現道は急カーブや急勾配が連続する区間が多く、重大事故が発生しやすい状況にある。また、この区間では国際規格コンテナの通行が支障するトンネルや、事故・災害発生時の通行止めが発生し、大幅な迂回が必要になるなど、社会経済活動に大きな支障を来している。こうした問題を解決するため、島根県大田市静間町から大田市仁摩町大国に至る延長 7.9km を結ぶ自動車専用道路が計画され、平成 20 年度から「静間・仁摩道路」として事業着手されている。

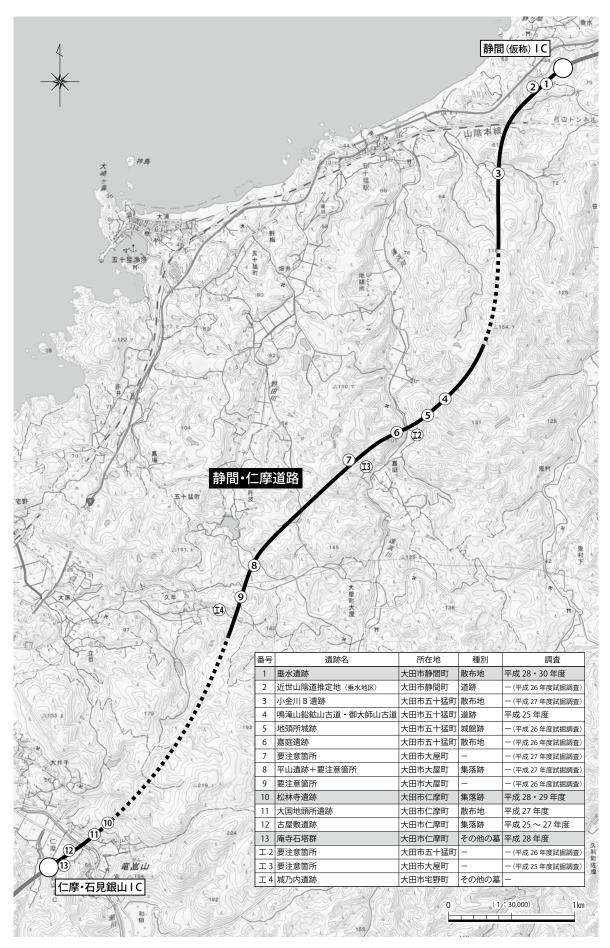
この計画に先立ち、国土交通省から島根県教育委員会に対して計画地内の埋蔵文化財についての 照会があり、平成16、17年度に最初の分布調査を実施した。その後、平成18年2月、平成22 年2月にも分布調査を実施した。島根県教育委員会では、平成22年5月25日付け島教文財第 233号で、本線予定地内に所在する8遺跡と4か所の要注意箇所を回答している。平成23年度 末には工事用道路地内の分布調査を行い、これについては平成24年4月9日付け島教文財第 号で回答した。

これらの結果を受けて、国土交通省と島根県教育委員会の間で予定地内の埋蔵文化財の取り扱いについて協議が行われ、平成25年3月26日付け国中整松一中第248号で文化財保護法第94条第1項の規定による通知が国土交通省から文化庁長官あてに提出された。それに対し、平成25年3月26日付け島教文財第11号の62で、島根県教育委員会教育長から10遺跡について記録保存のための発掘調査の実施が勧告された。

静間仁摩道路と仁摩温泉津道路の接点で、仁摩・石見銀山インターチェンジに隣接する大田市仁 摩町大国地内には、庵寺石塔群と呼ばれる石窟がある。この遺跡は平成14年3月の分布調査で確 認されていたが、平成15年7月に仁摩温泉津道路に関連して島根県教育委員会教育長から国土交



第1図 垂水遺跡、松林寺遺跡、庵寺石塔群の位置



第2図 静間仁摩道路事業予定地内の埋蔵文化財包蔵地位置図

通省へ回答した際には、仁摩温泉津道路建設予定地内には含まれていないと認識されていた。その後、平成19年7月に『石見銀山遺跡とその文化的景観』が世界遺産に登録されると、この付近は世界遺産のバッファーゾーンとなった。この石窟内にある宝篋印塔は保存状態がよく、元禄二(1688)年銘のある福光石製石塔で、石見銀山にある型式の石塔類研究の基準資料となるものであり、貴重なものであることが判明した。この石塔と周囲の遺跡の保存について、平成22年10月の取り扱い協議で「静間・仁摩道路」の事業地内に含まれることが判明したため、島根県教育委員会から国土交通省に対し重要性を説明した。同月、大田市石見銀山課が国土交通省に対し、「石見銀山景観保全条例」との調整について協議を行った。それを受けて、国土交通省では工法変更により岩窟付近を保存することとなったが、工事の影響を受ける岩窟前面部分については遺構の広がりを確認する必要が生じた。

静間仁摩道路建設予定地内の試掘確認調査は、国庫補助事業により平成24年度の大田市仁摩町古屋敷遺跡を最初に平成25年10月には大田市五十猛町地内で、平成26年7月から12月には大田市仁摩町大国地頭所遺跡など6か所で実施、平成27年度には大田市静間町、同仁摩町地内の7か所で実施した。その結果をもとに、古屋敷遺跡、大国地頭所遺跡、庵寺石塔群、大田市静間町垂水遺跡、大田市仁摩町松林寺遺跡の発掘調査を実施することとなった。

【平成 25 年度】古屋敷遺跡(A·B区)、鳴滝山鉛鉱山古道、御大師山古道

【平成26年度】古屋敷遺跡(C・D・E・F区)

【平成27年度】古屋敷遺跡(G·H·I)区、大国地頭所遺跡

【平成28年度】垂水遺跡、松林寺遺跡、庵寺石塔群

【平成 29 年度】松林寺遺跡

【平成30年度】垂水遺跡

第2節 文化財保護法上の措置と遺跡の取り扱い

【平成28年度】

本発掘調査の文化財保護法第99条第1項にかかる発掘通知は、以下の内容で島根県教育委員会教育長あてに提出した。

- 平成28年4月6日付け 島教埋第4号(垂水遺跡)
- 平成28年8月5日付け 島教埋第241号(松林寺遺跡、庵寺石塔群)
 調査終了後、以下の終了報告を国土交通省松江国道事務所長あてに提出した。
- 平成28年9月16日付け 島教文財第548号(垂水遺跡)
- 平成 28 年 12 月 26 日付け 島教文財第 795 号 松林寺遺跡、庵寺石塔群)

【平成29年度】

本発掘調査の文化財保護法第 99 条第 1 項にかかる発掘通知は、以下の内容で島根県教育委員会教育長あてに提出した。

- 平成29年4月6日付け 島教埋第6号(松林寺遺跡)調査終了後、以下の終了報告を国土交通省松江国道事務所長あてに提出した。
- 平成29年12月20日付け 島教文財第192号の12(松林寺遺跡)

【平成30年度】

本発掘調査の文化財保護法第 99 条第 1 項にかかる発掘通知は、以下の内容で島根県教育委員会教育長あてに提出した。

- 平成30年4月17日付け 島教埋第39号(垂水遺跡)調査終了後、以下の終了報告を国土交通省松江国道事務所長あてに提出した。
- 平成30年8月6日付け 島教文財第410号の2(垂水遺跡)

第1表 一般国道9号(静間仁摩道路)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査一覧

調査年度	遺跡名	シリーズ番号	刊行年
平成 25 年度	古屋敷遺跡(A区)	1	2017.1
	古屋敷遺跡(B区)	5	2017.6
	鳴滝山鉛鉱山古道・御大師山古道	6	2017.6
平成 26 年度	古屋敷遺跡 (C・F区)	3	2017.3
	古屋敷遺跡(D区)	2	2017.3
	古屋敷遺跡(E区)	1	2017.1
平成 27 年度	古屋敷遺跡 (G区)	4	2017.7
	古屋敷遺跡 (H・I区)	3	2017.3
	大国地頭所遺跡	7	2018.9
平成 28 年度	垂水遺跡・庵寺石塔群・松林寺遺跡		
平成 29 年度	松林寺遺跡	8	2019.3
平成 30 年度	垂水遺跡		

シリーズ名:『一般国道9号(静間仁摩道路)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』